

京都市京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市に存する密集市街地及び細街路において、京町家の大規模な修繕又は模様替（以下「大規模修繕等」という。）の計画策定に係る事例を周知・啓発し、もって大規模修繕等を促進することにより、京都らしい風情を保ちつつ、密集市街地の防災性を向上させることを目的に行う、京都市京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業の実施に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、建築基準法（以下「法」という。）、建築基準法施行令（以下「令」という。）及び京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

（補助対象建築物）

第3条 京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業の補助金の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、法第3条第2項の規定により法第43条第1項の規定の適用を受けない建築物のうち、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものとする。

- (1) 本市の区域のうち別図に示す区域内に存する建築物であること
- (2) 第8条第1項に基づく交付申請前10年以内に、この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体から同種類以上の補助を受けていない建築物であること
- (3) 国、地方公共団体その他の公共的団体が所有する建築物でないこと

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者、当該所有者の同意を得た者又はこれらの者と同等の権利を有する者とする。

（大規模修繕・模様替計画及び設計の要件）

第5条 大規模修繕等の計画及び設計は、建築士法第23条の3第1項の規定に基づき登録を受けている一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士が作成するものでなければならない。

2 大規模修繕等の計画及び設計は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 令第137条の12第11項に基づく大規模修繕等に伴う接道規定の適用除外に係る認定の申請に必要な図書を作成すること
- (2) 補助対象建築物の立地、外観意匠要素、由緒沿革、主屋の特徴及び劣化状況等を総合的に評価し、補助対象建築物が持つ歴史的・文化的・空間的価値の継承に資する改修に努めること

- (3) 耐震・防火改修に努めること

(補助対象費用)

第6条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、第8条第2項の規定による通知を受けて行う大規模修繕等の計画及び設計（以下「補助事業」という。）に要する費用のうち次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に要する費用（申請手数料を除く。）
- (2) 歴史的・文化的・空間的価値の調査及び分析に要する費用
- (3) 外観意匠の計画及び設計に要する費用
- (4) 耐震化、防火化のための構造計画に要する費用（京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第27条に掲げる耐震改修基本計画作成に要する費用を除く。）

2 補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。

(補助金額)

第7条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 2,000,000円

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の着手前に、条例第9条に基づき、京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（都市計画基本図等（縮尺2,500分の1程度））
- (2) 申請者が第4条の規定に適合する者であることを証する書類
- (3) 補助対象建築物の周辺状況図（敷地の接道状況が分かるもの。）
- (4) 補助事業に要する費用の見積書の写し
- (5) 補助対象建築物の全景及び部位ごとの写真並びに当該写真の撮影位置が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していると判断したときは、条例第10条の規定に基づき交付予定額を決定し、条例第12条第1項に基づきその旨を申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定による京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業交付申請書の提出があった場合において、当該交付申請書の内容を審査し、第3条から前条までの規定に適合していないと判断したときは、条例第12条第2項に基づき、その旨を申請者に通知する。

4 第2項の通知を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は、当該通知を受けた日（以下「交付決定通知日」という。）から補助事業（契約の締結を含む。）に着手することができる。

（補助事業の履行期間）

第9条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して6月を経過する日（当該日が交付決定通知日の属する年度の3月16日以降である場合は、当該年度の3月15日。（以下「期限」という。））までに補助事業を完了し、実績報告を行わなければならない。

- 2 市長は、期限までに補助事業を完了する見込みがない場合において、事由及び予算の執行状況を勘案し、やむを得ないと市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず翌年度の3月15日を限度に補助事業の履行期間を延長することができる。

（補助事業の内容変更、休止等）

第10条 認定申請者は、交付決定通知日以降、補助事業の内容又は費用の配分を変更しようとするときは、京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業交付決定等変更申請書（第2号様式）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りではない。

- (1) 交付予定額に変更を生じない補助対象費用の変更
- (2) その他市長が認めるもの

- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、認定申請者に通知する。

- 3 認定申請者は、補助事業を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が期限までに完了する見込みがないときは、京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業休止・廃止等報告書（第3号様式）によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績の報告）

第11条 認定申請者は、補助事業の完了後速やかに条例第18条第1項の規定による報告を、市長に行わなければならない。

- 2 前項の報告は、京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 補助事業で作成した図書
- (2) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類の写し
- (3) 補助事業の請負事業者が発行する請求書の写し又は精算書の写し（補助対象費用の内訳が記載されているもの。）
- (4) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (5) 軽微な変更がある場合は、その内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認めるもの

- 3 計画及び設計を進めるに当たり、令第137条の12第11項に基づく大規模修繕等に伴う接道規定の適用除外に係る認定を受けないことがやむを得ないと認められる場合で、かつ、当該認定に類する法の他の許可又は認定等を活用することで、これを上回る密集市街地及び細街路の防災性の向上に資する事業であると認められる場合においては、その事業を補助事業とみなす。

（交付額の決定）

第12条 市長は、前条第1項の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定による交付額を決定し、文書により認定申請者に通知する。ただし、これによりがたい理由があるときは、当該期間を延長することができる。

(補助金の請求)

第13条 条例第19条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に、京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業補助金請求書（第5号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

(概算払分の請求)

第14条 認定申請者は、市長が当該補助事業を実施するために特に必要と認める限りにおいて、条例第21条第2項の規定により、補助金の交付予定額を限度に概算払を受けることができる。

2 認定申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業補助金概算払請求書（第6号様式）により補助金を請求するものとする。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた認定申請者は、前条の規定により補助金を請求する際に、京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業補助金精算書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

(1) 認定申請者が第10条第1項の規定による申請を怠ったとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

2 認定申請者から第10条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定は、なかったものとみなす。

(報告)

第16条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者に対し、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

(普及啓発)

第17条 本市は、認定の普及啓発及び定着を目的として、第8条第4項に規定する補助事業の内容について、個人情報の保護に関して必要な措置を講じたうえで、公開することができる。

(補則)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局まち再生・創造推進室長が定める。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。